

安全安心まちづくり関連条例の改正及び 制定骨子案について

「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例※」【改正】
「（仮称）熊本市犯罪被害者等支援条例」【新規】

※「犯罪を防止し安全で安心なまち
熊本市をつくる条例」
⇒以下、略称「安全安心まちづくり
条例」といいます。

令和5年（2023年）2月
熊本市文化市民局生活安全課

Ⅰ 本市における安全安心まちづくりの関係施策体系について（現状）

Ⅰ 現在の安全安心まちづくり関係施策

（ ）：制定年

根拠等		交通安全	消費者行政	防犯	再犯防止	犯罪被害者支援
国	法律	交通安全対策基本法	消費者安全法	—	再犯防止推進法	犯罪被害者等基本法
	計画	交通安全基本計画	消費者基本計画	—	再犯防止推進計画	犯罪被害者等基本計画
熊本市	条例	—	熊本市消費生活条例（H24）	<u>犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例（H18）</u> （略称：安全安心まちづくり条例）	—	—
	計画	第11次熊本市交通安全計画（R4）	第3次熊本市消費者行政推進計画（R4）	<u>熊本市安全安心まちづくり推進計画（H17）</u>	熊本市再犯防止推進計画（R3）	—
	備考			・計画期間の定めがない ・長期間見直しが行われていない ・モデル地域など実情にそぐわない内容となっている	・施策の根拠となる条例がない	・施策の根拠となる条例・計画がない ※特に支援の充実が求められている
				犯罪に関連する安全安心まちづくり施策として整理検討		

Ⅱ 安全安心まちづくり体系の再整理について

Ⅰ 熊本市が目指す姿

犯罪の加害者も被害者も生まない、
もし被害にあっても、適切な支援を受けることができる
安全で、安心して暮らせるまち



防犯

- ・犯罪をさせない
- ・犯罪の被害にあわない

再犯防止

- ・再び犯罪をさせない
- ※刑法犯検挙人員の
約5割が再犯者^(RI)

犯罪被害者等支援

- ・被害にあっても、適切な支援が受けられる
- ・二次被害にあわない

Ⅱ 安全安心まちづくり体系の再整理について

2 体系再整理にあたっての懇話会における意見聴取

熊本市安全安心まちづくり懇話会

- 時 期 R4年7月～11月（3回開催）
- 構成員 学識経験者、関係団体、公募委員など
- 内 容
 - － 地域防犯力の向上
 - － 犯罪をした人等の再犯防止の推進
 - － 犯罪被害者等に対する支援の充実
などに関するご意見をいただく場



（概要）

- ✓ 本市における条例等体系整理の方向性
- ✓ 本市に必要と考えられる支援策 など

Ⅱ 安全安心まちづくり体系の再整理について

3 条例・計画上の整理

条例上の整理

【改正】犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例

防犯

(現行)

再犯防止

+ (改正により規定を整備)

メリット

再犯防止については、保護司だけでなく、地域で理解を深め、地域全体で立ち直りを支えていくことで、犯罪のない社会づくりを進めていく姿勢が明確になる。

【新設】犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等支援

メリット

特化条例とすることで、宣言性が高まり、本市が犯罪被害者等を支援する姿勢が明確になり、市民にとってわかりやすい。
犯罪被害者等が声を上げやすくなり、支援につながりやすくなる。

計画上の整理

【新規計画】
安全安心まちづくり
推進計画(仮称)

〈計画の柱〉

防犯

再犯防止

犯罪被害者等支援

計画を1本化するメリット

犯罪を切り口とした安全安心の取組として相互に関連が深いことから、横のつながりを持って合理的に推進できる。

【既存計画】

第11次交通安全計画
(R3~R7)

第3次消費者行政推進計画
(R4~R8)

再犯防止推進計画
(R3~R5)

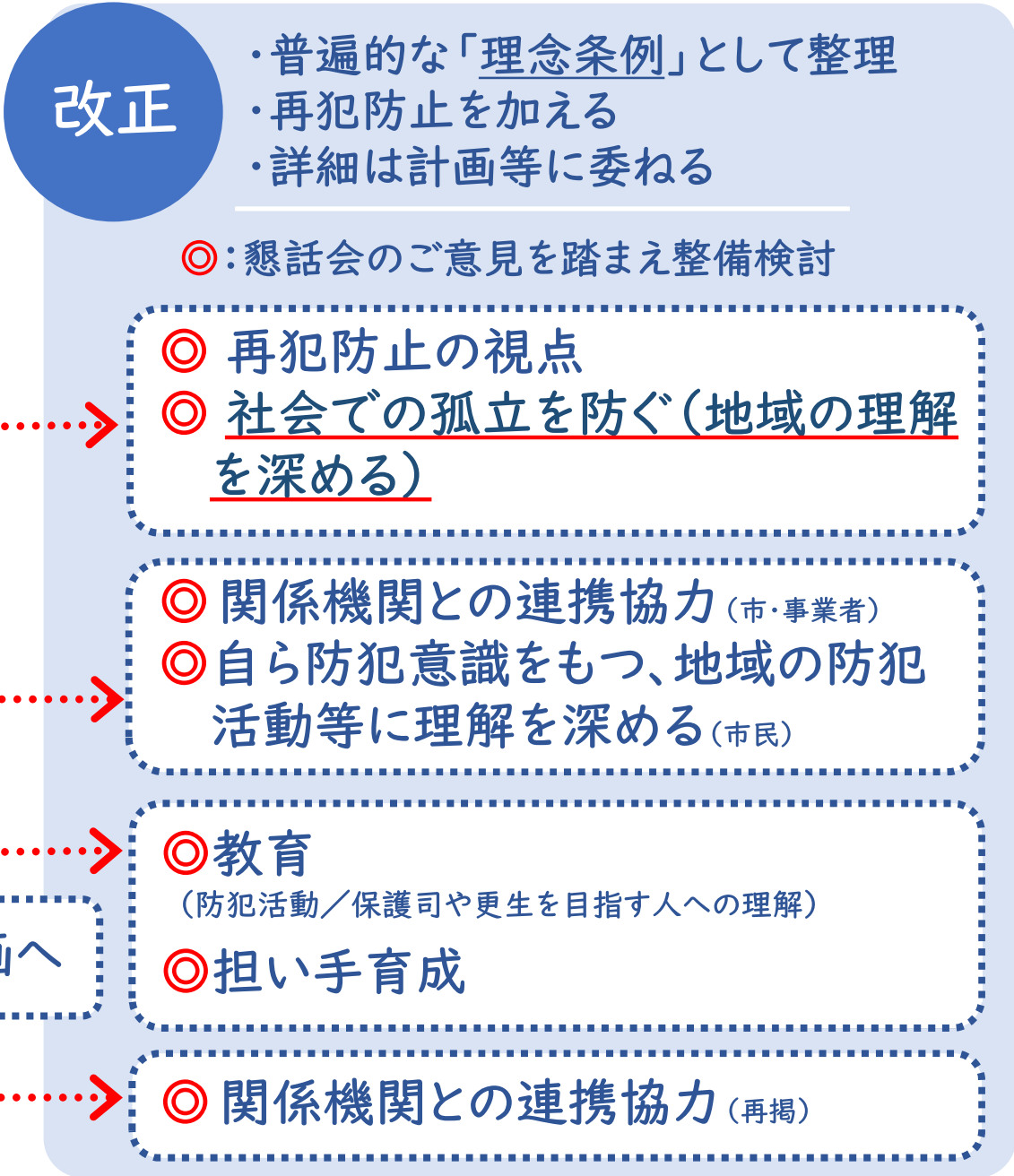
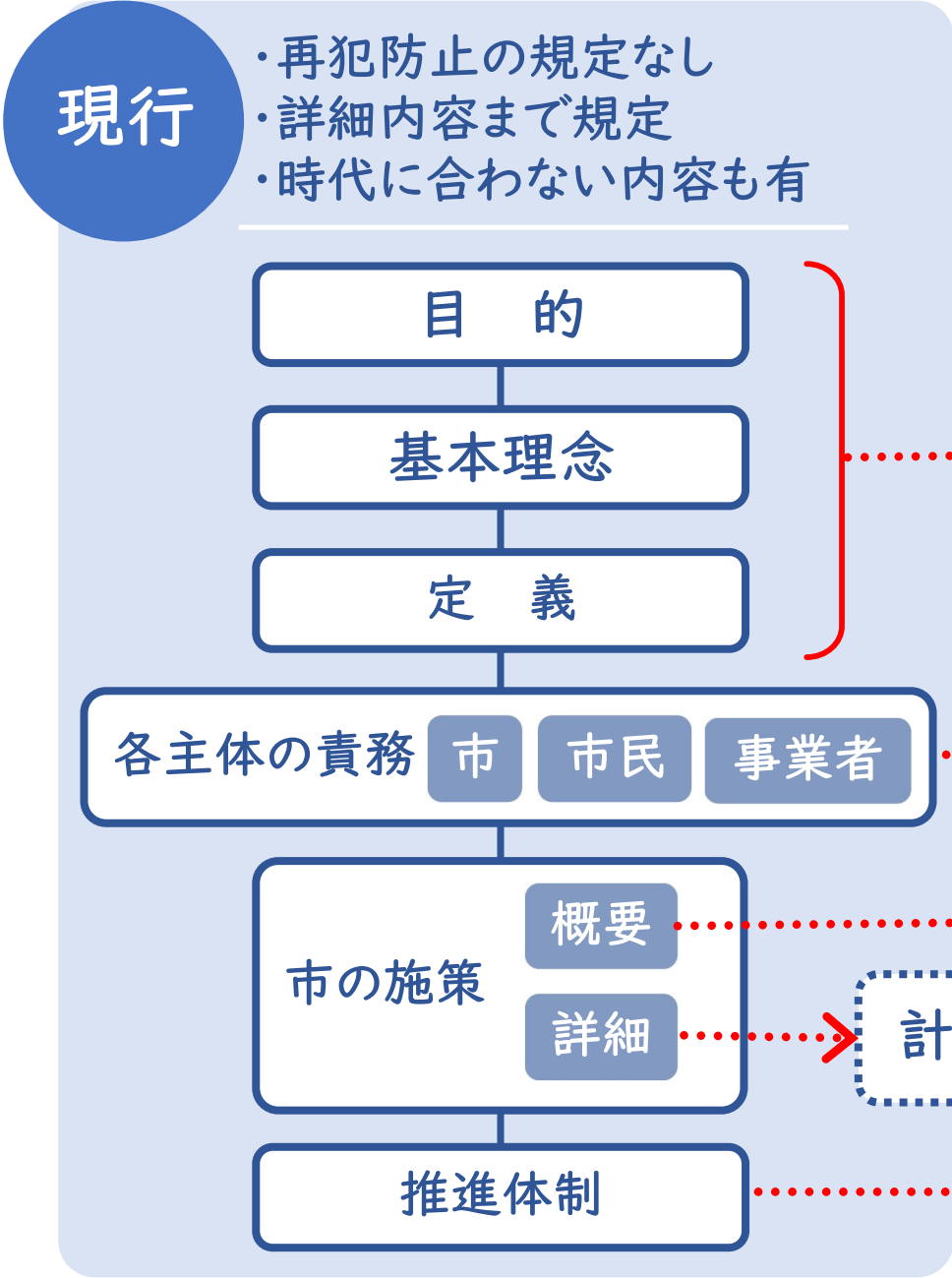
再犯防止は、これまでの保護司と対象者のみの関係から、地域で理解を深め保護司とともに地域活動の一環として取り組む方向に転換中。

社会を明るくする運動や保護司の活動について、行政だけでなく、地域にも広く展開していくことで、犯罪のない社会づくりを推進する。

統合

Ⅲ 条例骨子(案)について

Ⅰ-Ⅰ 安全安心まちづくり条例 改正(見直し)の考え方



Ⅲ 条例骨子(案)について

1-2 安全安心まちづくり条例 改正骨子(案)

	現行	改正案(考え方)
総則	第1条 目的 第2条 基本理念等 第3条 定義 第4条 市の責務 第5条 市民の責務 第6条 事業者の責務	→・再犯防止の視点を加える →・更生をめざす人の<u>孤立を防ぐ旨を加える</u> →・<u>地域の防犯や再犯防止のための活動等に理解を深める旨を加える</u>
市の基本施策等	第7条 安全安心まちづくり旬間 第8条 推進計画 第9条 情報の提供等 第10条 指導者の育成 第11条 安全安心まちづくりモデル地域 第12条 児童生徒等の安全対策 第13条 児童生徒等の非行防止 第14条 高齢者、障害者等への安全対策等 第15条 安全安心パトロール 第16条 施設等の整備等に関する助言等 第17条 商業施設等の整備等に関する助言等 第18条 健全で魅力ある繁華街等の形成 第19条 熊本市安全安心まちづくり推進協議会の設置 第20条 委任	→・児童生徒に対する教育、市民に対する意識啓発にかかる規定を整備 →・各校区防犯協会等の設立に伴い、一定の役割を終えたため<u>削除</u> →・計画へ移行 ※他法令に基づき実施しているもの、 詳細まで規定しているものは計画に移行

Ⅲ 条例骨子(案)について

2 (仮称)犯罪被害者等支援条例 骨子案

方針

- ・普遍的な「理念条例」として整理
- ・支援に必要な要素を盛り込む
- ・詳細は計画等に委ねる

◎:懇話会でのご意見をもとに整理

【理念】

- ◎ 社会で孤立させない(地域の理解を深める)
- ◎ 被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう切れ目のない支援

【支援策の例】

- ◎ 経済的支援 ◎ 精神的支援
- ◎ 日常生活支援 ◎ 居住支援 等

【体制・負担軽減等】

- ◎ 手続・相談等における負担軽減
- ◎ 他市町村との連携、◎ 教育
- ◎ わかりやすい広報 等

構成案

総則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本理念
- 4 市の責務
- 5 市民の責務
- 6 事業者の責務

基本施策

- 7 相談及び情報の提供等
- 8 経済的負担の軽減
- 9 日常生活の支援
- 10 精神的な被害からの回復
- 11 安全の確保
- 12 居住の安定
- 13 雇用の安定
- 14 性差への配慮及び未成年者特有の心情への配慮
- 15 総合的支援体制の整備
- 16 市民等の理解の増進
- 17 民間支援団体への支援

その他

- 18 意見の反映
- 19 計画の策定
- 20 委任

IV 今後のスケジュール(案)

1 安全安心まちづくり推進協議会

- ・令和5年1月 懇話会等を経て整理した市の条例骨子案について検討
- ・ // 4月以降 条例素案の検討 ⇒ 計画案の検討 (R5年度:計3回程度)

2 条例施行・計画策定見込み

- ① 安全安心まちづくり条例(改正)

② (仮称)犯罪被害者等支援条例(制定)

③ (仮称)安全安心まちづくり推進計画
- …R5年10月施行

…R6年3月末策定

年度	R4年度			R5年度										R6	
時期	11～3月			4～6月			7～9月			10～12月			1～3月		4月～
検討内容	○条例骨子			●条例素案			上程			公布					計画等の 進行管理
							□計画骨子			■計画素案					
懇話会	○														
協議会		○			●			□			■				1回程度
政策会議		○		●			□			■					
議会			○			●			●			■		■	
パブコメ							●						■		